

日本原燃株式会社 殿

2021年9月15日

ロイド・レジスター・グル
インスペクションサービス

2021年度 第1回定期監査 報告書 (その1) 監査室の監査結果

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字沖付 4-108
監査名	2021年度 第1回定期監査
監査対象部門	(その1) 監査室
監査場所	Webex による遠隔監査
監査実施日	2021年7月26日および8月3日
担当監査員	(ロイド・レジスター・グループ・リミテッド)

2. 2021年度 第1回定期監査の視点

2.1 第三者による定期監査の経緯

ロイド・レジスター・グループ・リミテッド（以下、「LR」という）は、日本原燃（株）（以下、「日本原燃」という）に対して、2004年度第1回定期監査以来、年2回の頻度で定期監査を実施してきた。

これまでの一連の監査では、「品質保証体制の確立に係る改善策（以下、「改善策」という）」の取り組み状況の確認に加え、その後の取り組みの進捗や日本原燃の状況に合わせて注力する項目を監査対象として組み入れてきたが、一貫して「決められたことが決められた通り行われているか」の適合性に視点を置いた監査の形態としてきた。

その結果、トラブル発生時に策定した是正処置が決めた通りに実施されていること、また、品質マネジメントシステム（以下、「QMS」という）等の仕組みが確立され、決めたと通りに実施されていることが確認された状況から、全体としてはQMSが各部署に浸透し、定着している健全な状態と見受けられる旨、ならびに「改善策」が風化・形骸化の兆候がない旨の評価をおこない、今日に至っている。

以上の状況を踏まえ、2021年度の定期監査においては、日本原燃が「改善策」を受けて確立したQMSに係る活動の実施状況について、自ら定めた事項が実施され、それが効果的に運用されていることを確認する監査を行うこととした。

2.2 2021年度 第1回定期監査の対応方針

2021年度第1回定期監査の対象は、業務の管理状況を全般的に確認する観点から、管理業務と現場に係る事項をそれぞれ選定して監査を行う。まず、管理業務は、品質目標の策定を通じて上位からの要求事項を取り込み、更に昨年度の実績を反映しているかなど業務全般がPDCAにより管理されているかを確認する。一方、現場に係る事項は、安全確保に必要な主任者等の資源の確保と日本原燃社員の現場への関与を中心に監査を行う。

ただし、現場がない部署は監査項目を適宜変更する。

以上の対応方針をもとにした、2021年度 第1回定期監査の実施事項を表1に示す。

表1 2021年度 第1回定期監査の実施事項

監査項目
(1)QMS 活動の実施状況 ① 品質目標の設定プロセス（主たる確認事項） ② 資源の確保（主任者の選任と監理） ③ 品質目標として設定した課題への取組み ④ 内部監査 (2)前回までの監査結果のフォローアップ(第1回は実施項目なし)

また、監査項目ごとに注力した監査視点を表2に示す。

表2 監査項目ごとの監査視点

監査項目	監査視点
品質目標の設定プロセス	組織の目的を達成し、課題や問題点を改善できるような計画を設定するプロセスになっていることを確認する。
資源の確保（主任者の選任と監理）	労働災害防止の観点で、法令が要求する管理者に係る業務体制の管理状況を確認する。
品質目標として設定した課題への取組み	達成指標に対して実施事項、実施責任者、実施時期、評価の方法などが明確にされており、活動の成果が出ているかを確認する。
内部監査	品質マネジメントシステムが有効に実施され、維持されていることを把握する上で機能しているかを確認する。

なお、受審対象部門(各本部、各事業部、室)によっては、表1中の全ての項目を監査対象にする必要が無いことから、対象部門毎に実施する項目を表3に示す。

表3 対象部門に対する監査項目

対象部門	表1中の監査項目の番号				
	(1)				(2)
	①	②	③	④	
再処理事業部 技術本部	○	○	○	-	-
濃縮事業部	○	○	○	-	-
埋設事業部	○	○	○	-	-
安全・品質本部	○	○	○	○	-
監査室	○	-	-	○	-

注1)：監査項目の内、受審部署が関与していない項目は監査対象から除外した。

3. 監査の態様

監査は、文書監査と実地監査で構成するが、実地監査を主体に行った。

3.1 文書監査

文書監査は、ある業務を実施するための方策・手順・基準などが適切に文書化されていることを確認するものである。

3.2 実地監査

実地監査は「決めたことが決めた通りに実行されている」ことを検証するとともに、PDCA展開状況の評価を行うものである。

実地監査では実態を把握することが重要との観点から抜き打ち性に注力し、可能な限り監査当日に監査員から求められたエビデンスを提示していただく形態とした。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点で、Webexによるオンラインでの質疑応答を実施した。

4. 監査の基準

客観的な判定・評価を行うために、監査基準を定めておくことが必要である。今回の監査では下記を監査基準とした。

- ◆『原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程』、『役務に係る品質マネジメントシステム規程』、および下位の社内標準類
- ◆『原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則』および『ISO 9001:2015(JIS Q 9001:2015)』（諸活動の底流として）

5. 監査結果の評定

監査結果については、監査項目ごとに所見を表示した。
なお、監査過程で気づいた事項は、以下の区分に基づいて評定した。

区分	定義
指摘事項	定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。
良好事例	さらなる自律的改善が図られており、他の部署にも参考となる事例。

6. 監査員

監査は2名1組（チームリーダーおよびメンバー）のチームで対応し、それぞれに監査部署の割付けを行い、内1名がオンラインでの遠隔監査時の司会進行役をつとめた。

ただし、全体的なとりまとめはチームリーダーが行った。

7. 監査結果

監査室に対する監査項目は、上記2項表1に示した通りであり、このたびの被監査部署は1部署であった。

監査結果を添付1、今回の監査における提言事項を添付2、良好事例を添付3、そして、監査日程と出席者を添付4に示す。

総合所見は下記の通りである。あらかじめ選定した1部署でのサンプリング方式による監査の限界により、ある特定の場면을観察したという一面を表したものだが、大綱的には実態をとらえていると考えられる。

7.1 「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」

監査では、口頭説明だけではなく活動状況を示すエビデンスの提示を求めた。

時間の制約範囲において、2項の表1の内容を可能な限り監査した結果、「指摘事項」および「観察事項」は観察されなかった。なお、1件の「提言事項」を提起したので、詳細については添付2に示した。

7.2 「良好事例」

日常活動の中で、PDCAを展開してさらなる改善、あるいは新たな仕組みの構築が進められている。こうした気運の中で印象深く感じ、かつ、他部署に対しても参考となる2件の「良好事例」を添付3に示した。

7.3 監査項目に対する個別所見

(1) QMS 活動の実施状況

①品質目標の設定プロセス

品質目標は品質目標要則に基づき、かつ、同要則の別紙1に記載の品質目標の設定時の留意点に沿って設定されている。設定の過程においては、前年度実績を踏まえて監査室内の管理職を含めた関係者による検討が行われていることから、監査室の品質目標は適切なプロセスを経て設定されているものと判断する。

なお、品質目標の目的と手段との整理について提言事項を提起した。

②資源の確保（主任者の選任と監理）

監査対象外。

③品質目標として設定した課題への取組み

監査対象外。

④ 内部監査

内部監査は内部監査要則に基づいて実施されている。特に同要則の主要な改正点である監査の判定基準に係る新たな取扱いについては、監査計画ならびに監査結果の評価において明確に反映されている。また、監査は同要則に基づいて資格が付与され、監査力量が確保された監査員が従事している。総合的にみて内部監査は適切に機能しているものと判断する。

(2) 前回までの監査結果(指摘事項など)のフォローアップ

フォローアップの対象がない。

8. 終わりに

品質目標は組織が目指すべき達成指標との位置づけである。その観点で監査室の品質目標は自部署にとって重要な課題として受け止め、室内の関係者の総意で設定されたものである。また、内部監査については要則の主要な改正点が的確に実監査に反映されていること、ならびに監査員の力量が維持されていることから、問題となる事象は観察されず、良好な状態であると判断する。

一方、提言事項に記載した品質目標の目的と手段との整理は、“安全文化の育成および維持に係る活動を推進し、意識高揚を図る”に対して3件の達成指標が設定されていることに端を発したものである。これら3件の活動によって期待される何らかの状態変化（現状レベルの維持又は改善）、つまり目的に対しての達成指標が明確ではないことから、客観的に見ればこれらの目標値を達成することが目的化していると受け止められる。

品質目標は到達点を示すもので、明確な到達点をイメージできなければ、いかに精力的な活動をしても到達点から遠いのか、到達点に近づいているのか、あるいは到達点に到達したかの評価ができないことになる。このことを考慮して目的と手段を整理すれば品質目標の絞り込みにつながり、これまで以上に充実した品質目標達成活動が期待できるのではないだろうか。

終わりに、すべての被監査部門の監査結果を踏まえた総合所見は、全体総括編（PRJ11100325280号-0）にまとめたので参照いただきたい。

以上

2021 年度 第 1 回定期監査結果

(監査室)

被監査組織ごとの監査結果を記載した。サブタイトルに付した()内の番号は、本文 2.2 項の表 1 の番号に対応している。

2021年度 第1回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	監査室 監査部 品質監査グループ	
監査実施日	2021年7月26日	監査員:
<p>(1) QMS 活動の実施状況</p> <p>①品質目標の設定プロセス</p> <p>◆2021年度の品質目標（資料①）は品質目標要則（資料②）ならびに同要則の別紙1の留意点に基づき、品質目標として考慮すべき事項を明確にした上で設定されていることを確認した。</p> <p>なお、提言事項 No. 1を参照されたい。</p> <p>◆2021年度の品質目標の設定に際しては、2020年度の活動実績（資料③）を踏まえて管理項目や達成指標が決められている。これらの決定に至るプロセスとして、監査室長、グループリーダーを含め室内の関係者による検討（資料④）が行われている。</p> <p>◆実行計画の管理項目に係るリスクへの取組みとして、活動の停滞を生じさせないために必要な資源（分担）を明確にするとの配慮がなされており適切である。</p> <p>②資源の確保（主任者の選任と監理） 監査対象外。</p> <p>③品質目標として設定した課題への取組み 監査対象外。</p> <p>④内部監査</p> <p>◆内部監査要則（資料⑤）の主要な改正点（資料⑥）に対する取組みとして、監査の判定基準に係る品管規則の考え方が監査計画書（資料⑦）に正しく反映されていること、ならびに監査結果（資料⑧および⑨）に対しても、その考え方のもとで要求事項への適合性とQMSの実効性が評価されていることを確認した。</p> <p>◆品管規則に基づく監査の判断基準については、監査員の理解を容易にするために適合性と実効性の判定に対する考え方とそれぞれの抽出事項の区分（資料⑩）および事例検討（資料⑪）が整理されている。</p> <p>◆内部監査員は、内部監査要則に基づいて職位、研修実績、監査経歴に対する評価を経て資格付けされ、監査員リスト（資料⑫）に登録されている。なお、同リストに登録されている監査員が監査に従事していることを確認した。</p> <p>(2) 前回までの監査結果のフォローアップ フォローアップの対象がない。</p>		<p>(参照文書・記録など)</p> <div style="background-color: #cccccc; width: 100%; height: 100%;"></div>
<p>(第三者監査所見)</p> <p>品質目標は品質目標要則に基づき、前年度の活動実績を踏まえた上で、関係者の総意の下で設定されている。また、内部監査要則は最新の品管規則の要求事項などが盛り込まれており、その要則に基づいて力量が備わった監査員によって内部監査が適切に実施されている。これらの活動において懸念される事象は観察されない。</p>		

監査における 提言事項

定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。

1 品質目標のとらえかたについて

関連部門 監査室 監査部 品質監査グループ

品質目標を設定するプロセスは品質目標要則に規定されており、これに基づいて品質目標が設定されている。一方、品質目標は明確な到達点として受け止めるものと考えた場合、サンプリングした“安全文化の育成および維持に係る活動を推進し、意識高揚を図る”に対しては、どの程度、意識高揚を図るかを明確にすることの可否についてご検討いただきたい。それがこの管理項目の達成指標であり、そうすることでa～c項のひとつひとつが“意識高揚”にどれだけ寄与しているかの評価に結びつく。

もしくは、a項のWE2（4.05以上）などを品質目標の達成指標とし、bおよびc項を目標達成のための具体的な実施事項とする整理のしかたも考えられる。いずれにしても目的と手段とが混在しないように整理することが期待される。

監査における 良好事例

自律的改善が行われている状況を監査チームは監査過程の随所で観察した。その中でも、特に印象深く、他部署にとっても参考となる内容を「良好事例」として記載した。

1	品質目標の設定プロセスにおける綿密な検討
関連部門	監査室 監査部 品質監査グループ
<p>2021 年度品質目標を設定する過程において、2021 年 4 月に 3 回にわたる監査室内の検討会議が開催され、前年度の実績やあるべき姿などを考慮した上で管理項目や達成指標についての綿密な検討が行われている。品質目標に対する真摯な取組みのひとつとして高く評価する。</p>	

2	監査の判定基準に係る新たな考え方の周知
関連部門	監査室 監査部 品質監査グループ
<p>品管規則によって監査の判断基準に対する新たな取扱いが必要となったことに対し、監査員の理解を深め、監査結果に対する評価を容易にするために“適合性と実効性の判定の考え方と抽出区分の対応”が整理され活用されている。</p>	

添付 4

2021年度第1回第三者定期監査日程および出席者								
月	日	曜日	時刻		時間	室部所	出席者（被監査側対応者）	実施場所
			自	至				
7	26	月	11:00	11:25	0:25	品質監査G		事務本館 206会議室 /web会議
			13:00	14:45	1:45	品質監査G		事務本館 206会議室 /web会議
8	3	火	13:40	14:05	0:25	監査室		事務本館 206会議室 /web会議